

提出議案説明資料目次

令和元年12月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	条文解釈等	議案第70号 箱根町附属機関設置条例の制定について	1 ~ 19
2	新旧対照表	議案第71号 箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21 ~ 35
3	新旧対照表	議案第72号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37 ~ 39
4	新旧対照表	議案第73号 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41 ~ 43
5	新旧対照表	議案第74号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45 ~ 53
6	新旧対照表	議案第75号 箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55 ~ 57
7	新旧対照表	議案第76号 箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	59 ~ 61
8	新旧対照表	議案第77号 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	63 ~ 65
9	新旧対照表	議案第78号 箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	67 ~ 69
10	新旧対照表	議案第79号 箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	71 ~ 77
11	条文解釈	議案第84号 専決処分の承認を求めることについて	79 ~

条文解釈

箱根町附属機関設置条例の条文解釈

条 項	条 文																				
第1条	<p>(趣旨) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。</p>																				
第2条	<p>(設置) 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。</p>																				
第3条	<p>(委任) 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。</p>																				
別表	<p>(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="486 1131 1396 2004"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 1131 654 1254">附属機関の属する執行機関</th> <th data-bbox="654 1131 845 1254">附属機関</th> <th data-bbox="845 1131 1189 1254">設置目的</th> <th data-bbox="1189 1131 1396 1254">委員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 1254 654 2004" rowspan="4">町長</td> <td data-bbox="654 1254 845 1377">箱根町総合計画審議会</td> <td data-bbox="845 1254 1189 1377">総合計画に関する必要な事項について調査審議すること。</td> <td data-bbox="1189 1254 1396 1377">10人以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 1377 845 1545">箱根町行財政改革有識者会議</td> <td data-bbox="845 1377 1189 1545">行財政改革の推進に関する必要な事項について調査審議すること。</td> <td data-bbox="1189 1377 1396 1545">6人以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 1545 845 1881">箱根町観光まちづくりの充実に係る財源のあり方に関する検討会議</td> <td data-bbox="845 1545 1189 1881">観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について調査審議すること。</td> <td data-bbox="1189 1545 1396 1881">9人以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 1881 845 2004">箱根町まち・ひと・しごと創</td> <td data-bbox="845 1881 1189 2004">箱根町人口ビジョン及び総合戦略に関する必要な事項につい</td> <td data-bbox="1189 1881 1396 2004">15人以内</td> </tr> </tbody> </table>				附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	町長	箱根町総合計画審議会	総合計画に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内	箱根町行財政改革有識者会議	行財政改革の推進に関する必要な事項について調査審議すること。	6人以内	箱根町観光まちづくりの充実に係る財源のあり方に関する検討会議	観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について調査審議すること。	9人以内	箱根町まち・ひと・しごと創	箱根町人口ビジョン及び総合戦略に関する必要な事項につい	15人以内
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数																		
町長	箱根町総合計画審議会	総合計画に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内																		
	箱根町行財政改革有識者会議	行財政改革の推進に関する必要な事項について調査審議すること。	6人以内																		
	箱根町観光まちづくりの充実に係る財源のあり方に関する検討会議	観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について調査審議すること。	9人以内																		
	箱根町まち・ひと・しごと創	箱根町人口ビジョン及び総合戦略に関する必要な事項につい	15人以内																		

説 明

本条は、この条例の趣旨について規定したものです。

本条は、この条例により設置する附属機関を規定したものです。

本条は、附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定めることを規定したものです。

本表は、附属機関の属する執行機関、附属機関の名称、設置目的及び委員の数を規定したものです。

条 項	条 文		
	生有識者 会議	て調査審議すること。	
	箱根町公 営事業計 画審議会	観光資源の保護とその適性利用そのほか広く公益性追求の目的をもつ箱根町に適した公営事業計画を策定するため、必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町特 別職報酬 等審議会	特別職の報酬等の額について調査審議すること。	7人以内
	箱根町高 齢者保健 福祉計 画・介護保 険事業計 画管理委 員会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する必要な事項について調査審議すること。	11人以内
	箱根町地 域福祉計 画策定委 員会	地域福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	12人以内
	箱根町町 営住宅入 居者選考 委員会	箱根町町営住宅条例（平成9年箱根町条例第14号）に基づき、入居者の選考について調査審議すること。	8人以内
	箱根町障 がい者福 祉計画策 定委員会	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	14人以内
	箱根町健 康増進計 画・食育推 進計画策 定委員会	健康増進計画・食育推進計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内
	箱根町自	自殺対策計画の策定	10人以内

条 項	条 文		
	殺 対 策 計 画 策 定 委 員 会	に 関 する 必 要 な 事 項 に つ い て 調 査 審 議 す る こ と。	
	箱 根 町 水 道 事 業 運 営 協 議 会	水 道 計 画 及 び そ の 実 施 に 関 する 必 要 な 事 項 に つ い て 調 査 審 議 す る こ と。	10 人 以 内
	箱 根 町 下 水 道 運 営 協 議 会	下 水 道 計 画 及 び そ の 実 施 に 関 する 必 要 な 事 項 に つ い て 調 査 審 議 す る こ と。	7 人 以 内
	箱 根 町 消 防 審 議 会	消 防 組 織 機 構 そ の 他 消 防 行 政 に 関 し 必 要 な 事 項 に つ い て 調 査 審 議 す る こ と。	9 人 以 内

新旧对照表

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対し支給する報酬及び費用弁償並びに会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 教育委員
- (2) 選挙管理委員
- (3) 監査委員
- (4) 固定資産評価審査委員会委員
- (5) 投票所の投票管理者
- (6) 期日前投票所の投票管理者
- (7) 開票管理者
- (8) 選挙長
- (9) 投票所の投票立会人
- (10) 期日前投票所の投票立会人
- (11) 開票立会人
- (12) 選挙立会人
- (13) 箱根町防災会議委員
- (14) 箱根町地震災害警戒本部員
- (15) 箱根町国民保護協議会委員
- (16) 民生委員推薦会委員
- (17) 国民健康保険事業の運営に関する協議会委員
- (18) スポーツ推進委員
- (19) 箱根町総合計画審議会委員
- (20) 箱根町行財政改革有識者会議委員
- (21) 箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議委員
- (22) 箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員
- (23) 箱根町公営事業計画審議会委員
- (24) 箱根町特別職報酬等審議会委員
- (25) 公務災害補償認定委員会委員
- (26) 公務災害補償審査委員会委員
- (27) 箱根町情報公開・個人情報保護審査会委員
- (28) 箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画管理委員会委員
- (29) 箱根町地域福祉計画策定委員会委員
- (30) 箱根町町営住宅入居者選考委員会委員

旧（改正前）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対し支給する報酬及び費用弁償並びに会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 教育委員
- (2) 監査委員
- (3) 選挙管理委員
- (4) 固定資産評価審査委員会委員
- (5) 国民健康保険運営協議会委員
- (6) 民生委員推薦会委員
- (7) 投票所の投票管理者
- (8) 期日前投票所の投票管理者
- (9) 開票管理者
- (10) 選挙長
- (11) 投票所の投票立会人
- (12) 期日前投票所の投票立会人
- (13) 開票立会人
- (14) 選挙立会人
- (15) スポーツ推進委員
- (16) 公営事業計画審議会委員
- (17) 青少年問題協議会委員
- (18) 水道事業運営協議会委員
- (19) 防災会議委員
- (20) 箱根町特別職報酬等審議会委員
- (21) 社会教育委員
- (22) 文化財保護委員会委員
- (23) 箱根町総合計画審議会委員
- (24) 箱根町消防賞じゅつ金等審査委員会委員
- (25) 公務災害補償認定委員会委員
- (26) 公務災害補償審査委員会委員
- (27) 箱根町消防審議会委員
- (28) 箱根町都市計画審議会委員
- (29) 箱根町営住宅入居者選考委員
- (30) 箱根町地震災害警戒本部員
- (31) 箱根町環境審議会委員

新（改正後）

- (31) 箱根町障がい者福祉計画策定委員会委員
- (32) 箱根町子ども・子育て会議委員
- (33) 箱根町健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員
- (34) 箱根町自殺対策計画策定委員会委員
- (35) 箱根町都市計画審議会委員
- (36) 箱根町水道事業運営協議会委員
- (37) 箱根町下水道運営協議会委員
- (38) 箱根町環境審議会委員
- (39) 箱根町廃棄物減量等推進審議会委員
- (40) 箱根町鳥獣被害対策実施隊員
- (41) 箱根町学校運営協議会委員
- (42) 箱根町青少年問題協議会委員
- (43) 箱根町社会教育委員
- (44) 箱根町文化財保護委員会委員
- (45) 箱根町消防賞じゅつ金等審査委員会委員
- (46) 箱根町消防審議会委員
- (47) 前各号に掲げるもののほか、法律又は条例に基づく附属機関の委員その他の構成員及びその他の非常勤の特別職職員

別表第1（第2条関係）

職名		報酬額
教育委員		月額 40,000円
選挙管理委員	委員長の職にある者	日額 10,000円
	委員	同 9,000円
監査委員		同 10,000円
固定資産評価審査委員会委員		同 8,000円
投票所の投票管理者		同 13,000円
期日前投票所の投票管理者		同 11,500円
開票管理者		同 11,000円
選挙長		同 11,000円
投票所の投票立会人		同 11,000円
期日前投票所の投票立会人		同 10,000円
開票立会人		同 9,000円
選挙立会人		同 9,000円
箱根町防災会議委員		同 8,000円

旧（改正前）

- (32) 箱根町下水道運営協議会委員
- (33) 箱根町情報公開・個人情報保護審査会委員
- (34) 箱根町国民保護協議会委員
- (35) 箱根町子ども・子育て会議委員
- (36) 箱根町廃棄物減量等推進審議会
- (37) 箱根町鳥獣被害対策実施隊員
- (38) 箱根町学校運営協議会委員
- (39) 前各号に掲げるもののほか、法律又は条例に基づく附属機関の委員その他の構成員及びその他の非常勤の特別職職員

別表第1（第2条関係）

職名		報酬額
教育委員		月額 40,000円
監査委員		日額 10,000円
選挙管理委員	委員長の職にある者	同 10,000円
	委員	同 9,000円
固定資産評価審査委員会委員		同 8,000円
国民健康保険運営協議会委員		同 8,000円
民生委員推薦会委員		同 8,000円
投票所の投票管理者		同 13,000円
期日前投票所の投票管理者		同 11,500円
開票管理者		同 11,000円
選挙長		同 11,000円
投票所の投票立会人		同 11,000円
期日前投票所の投票立会人		同 10,000円
開票立会人		同 9,000円

新（改正後）

箱根町地震災害警戒本部員	同	8,000 円
箱根町国民保護協議会委員	同	8,000 円
民生委員推薦会委員	同	8,000 円
国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	同	8,000 円
スポーツ推進委員	同	8,000 円
箱根町総合計画審議会委員	会長の職にある者	同 10,000 円
	委員	同 8,000 円
箱根町行財政改革有識者会議委員	会長の職にある者	同 16,400 円
	委員	同 14,000 円
箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議委員	委員長の職にある者	同 16,400 円
	委員	同 14,000 円
箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	同	8,000 円
箱根町公営事業計画審議会委員	同	8,000 円
箱根町特別職報酬等審議会委員	同	8,000 円
公務災害補償認定委員会委員	同	8,000 円
公務災害補償審査委員会委員	同	8,000 円
箱根町情報公開・個人情報保護審査会委員	会長の職にある者	同 12,000 円
	委員	同 10,000 円
箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画管理委員会委員	同	24,000 円以内
箱根町地域福祉計画策定委員会委員	同	8,000 円
箱根町町営住宅入居者選考委員会委員	同	8,000 円
箱根町障がい者福祉計画策定委員会委員	同	8,000 円

旧（改正前）

選挙立会人	同	9,000 円
スポーツ推進委員	同	8,000 円
公営事業計画審議会委員	同	8,000 円
青少年問題協議会委員	同	8,000 円
水道事業運営協議会委員	同	8,000 円
防災会議委員	同	8,000 円
箱根町特別職報酬等審議会委員	同	8,000 円
社会教育委員	同	8,000 円
文化財保護委員会委員	同	8,000 円
箱根町総合計画審議会委員	同	8,000 円
箱根町消防賞じゅつ金等審査委員会委員	同	8,000 円
公務災害補償認定委員会委員	同	8,000 円
公務災害補償審査委員会委員	同	8,000 円
箱根町消防審議会委員	同	8,000 円
箱根町都市計画審議会委員	同	8,000 円
箱根町営住宅入居者選考委員	同	8,000 円
箱根町地震災害警戒本部委員	同	8,000 円
箱根町環境審議会委員	同	8,000 円
箱根町下水道運営協議会委員	同	8,000 円
箱根町情報公	会長の職にある者	同 12,000 円
開・個人情報保	委員	同 10,000 円
護審査会委員		
箱根町国民保護協議会委員	同	8,000 円
箱根町子ども・子育て会議委員	同	8,000 円
箱根町廃棄物減	会長の職にある者	同 10,000 円
量等推進審議会	委員	同 8,000 円
箱根町鳥獣被害対策実施隊員	年額	6,000 円
箱根町学校運営協議会委員	年額	10,000 円
前各号以外の非常勤の職員	任命権者が別に定める額	

新（改正後）

箱根町子ども・子育て会議委員	同	8,000 円
箱根町健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員	同	8,000 円
箱根町自殺対策計画策定委員会委員	同	8,000 円
箱根町都市計画審議会委員	同	8,000 円
箱根町水道事業運営協議会委員	同	8,000 円
箱根町下水道運営協議会委員	同	8,000 円
箱根町環境審議会委員	同	8,000 円
箱根町廃棄物減量等推進審議会委員	会長の職にある者	同 10,000 円
	委員	同 8,000 円
箱根町鳥獣被害対策実施隊員	年額	6,000 円
箱根町学校運営協議会委員	同	10,000 円
箱根町青少年問題協議会委員	日額	8,000 円
箱根町社会教育委員	同	8,000 円
箱根町文化財保護委員会委員	同	8,000 円
箱根町消防賞じゅつ金等審査委員会委員	同	8,000 円
箱根町消防審議会委員	同	8,000 円
前各号以外の非常勤の職員	任命権者が別に定める額	

旧（改正前）

箱根町町営住宅条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（入居者の選考）

第8条（略）

2・3（略）

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、箱根町町営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

5（略）

旧（改正前）

（入居者の選考）

第8条（略）

2・3（略）

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に規則で定める町営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて定める。

5（略）

新旧対照表

箱根町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

第1条関係

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額

3～5（略）

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

級号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	146,100	182,200	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2	147,200	183,900	233,100	266,000	291,100	321,400	365,500	410,500
3	148,400	185,500	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	187,200	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	188,700	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	190,400	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	192,200	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	193,900	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	195,500	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	197,300	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000

旧（改正前）

（勤勉手当）

第17条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の45を乗じて得た額の総額

3～5（略）

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

級号級	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	144,100	180,700	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
2	145,200	182,400	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
3	146,400	184,000	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
4	147,500	185,700	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
5	148,600	187,200	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
6	149,700	188,900	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
7	150,800	190,700	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
8	151,900	192,400	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9	153,000	194,000	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
10	154,400	195,800	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000

新（改正後）

11	157,600	199,100	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	200,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	202,400	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	204,200	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	206,000	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	207,800	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	209,400	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	211,200	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	213,000	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	214,800	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	216,200	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	218,000	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	219,700	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	221,500	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	223,200	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	224,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	226,500	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	228,100	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	229,500	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	231,200	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	232,800	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	234,400	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	235,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	236,900	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	238,300	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	239,500	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	240,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	241,900	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	242,900	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	244,100	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	245,400	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	246,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	247,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	248,900	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	249,800	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	251,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	252,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

旧（改正前）

11	155,700	197,600	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	157,000	199,400	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13	158,300	200,900	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	159,800	202,700	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	161,300	204,500	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	206,300	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	207,900	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	209,700	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	211,500	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	213,300	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	214,700	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	216,500	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	218,200	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	220,000	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	221,700	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	223,400	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	225,000	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	226,600	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	228,000	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	229,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	231,300	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	232,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	234,000	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	235,500	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	236,900	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	238,200	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	239,500	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	240,700	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	241,700	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	242,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	244,200	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	245,300	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	246,500	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	247,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	248,700	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	250,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	251,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

新（改正後）

48	215,200	253,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	255,000	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	256,400	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	257,600	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	258,800	312,700	357,200	375,400	401,300	441,800	
53	220,600	260,000	314,300	358,100	376,100	402,000	442,200	
54	221,600	261,200	315,900	359,200	376,800	402,700	442,600	
55	222,500	262,500	317,500	360,100	377,500	403,400	443,000	
56	223,500	263,600	319,000	361,200	378,200	403,900	443,300	
57	223,800	264,700	320,500	362,100	378,700	404,500	443,600	
58	224,600	265,800	321,700	362,800	379,300	405,100	444,000	
59	225,400	267,100	322,900	363,500	379,900	405,700	444,300	
60	226,100	268,400	324,100	364,200	380,600	406,300	444,600	
61	226,800	269,400	324,800	364,600	381,000	406,800	444,900	
62	227,800	270,500	325,700	365,200	381,700	407,500		
63	228,600	271,800	326,500	365,900	382,300	408,100		
64	229,400	273,100	327,300	366,600	382,900	408,600		
65	230,100	274,000	328,200	366,900	383,300	408,900		
66	230,800	275,000	328,600	367,600	383,900	409,500		
67	231,700	275,900	329,300	368,300	384,500	410,200		
68	232,700	277,000	330,100	369,000	385,100	410,700		
69	233,400	278,100	330,900	369,300	385,500	411,200		
70	234,000	279,100	331,600	369,900	386,000	411,900		
71	234,500	280,000	332,300	370,600	386,500	412,600		
72	235,200	281,000	333,000	371,200	387,100	413,300		
73	236,000	281,500	333,500	371,500	387,400	413,700		
74	236,600	282,400	334,100	372,100	388,100	414,400		
75	237,200	283,100	334,600	372,800	388,800	415,100		
76	237,700	284,000	335,200	373,400	389,300	415,800		
77	238,400	285,000	335,500	373,800	389,600	416,300		
78	239,100	285,800	336,000	374,300	390,300	417,000		
79	239,800	286,600	336,400	374,900	391,000	417,700		
80	240,300	287,400	336,900	375,400	391,700	418,400		
81	240,800	288,200	337,300	375,900	392,200	418,900		
82	241,500	288,700	337,800	376,500	392,900	419,600		
83	242,200	289,100	338,300	377,000	393,600	420,300		
84	242,900	289,600	338,800	377,300	394,200	421,000		

旧（改正前）

48	213,700	252,900	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	254,300	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	255,700	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	257,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	258,400	312,700	357,200	375,400	401,300	441,800	
53	219,100	259,600	314,300	358,100	376,100	402,000	442,200	
54	220,100	260,900	315,900	359,200	376,800	402,700	442,600	
55	221,000	262,300	317,500	360,100	377,500	403,400	443,000	
56	222,000	263,600	319,000	361,200	378,200	403,900	443,300	
57	222,400	264,700	320,500	362,100	378,700	404,500	443,600	
58	223,300	265,800	321,700	362,800	379,300	405,100	444,000	
59	224,100	267,100	322,900	363,500	379,900	405,700	444,300	
60	224,900	268,400	324,100	364,200	380,600	406,300	444,600	
61	225,600	269,400	324,800	364,600	381,000	406,800	444,900	
62	226,600	270,500	325,700	365,200	381,700	407,500		
63	227,400	271,800	326,500	365,900	382,300	408,100		
64	228,300	273,100	327,300	366,600	382,900	408,600		
65	229,000	274,000	328,200	366,900	383,300	408,900		
66	229,800	275,000	328,600	367,600	383,900	409,500		
67	230,700	275,900	329,300	368,300	384,500	410,200		
68	231,700	277,000	330,100	369,000	385,100	410,700		
69	232,400	278,100	330,900	369,300	385,500	411,200		
70	233,100	279,100	331,600	369,900	386,000	411,900		
71	233,700	280,000	332,300	370,600	386,500	412,600		
72	234,500	281,000	333,000	371,200	387,100	413,300		
73	235,300	281,500	333,500	371,500	387,400	413,700		
74	236,000	282,400	334,100	372,100	388,100	414,400		
75	236,700	283,100	334,600	372,800	388,800	415,100		
76	237,300	284,000	335,200	373,400	389,300	415,800		
77	238,000	285,000	335,500	373,800	389,600	416,300		
78	238,800	285,800	336,000	374,300	390,300	417,000		
79	239,600	286,600	336,400	374,900	391,000	417,700		
80	240,300	287,400	336,900	375,400	391,700	418,400		
81	240,800	288,200	337,300	375,900	392,200	418,900		
82	241,500	288,700	337,800	376,500	392,900	419,600		
83	242,200	289,100	338,300	377,000	393,600	420,300		
84	242,900	289,600	338,800	377,300	394,200	421,000		

新（改正後）

85	243,500	289,800	339,100	377,700	394,700	421,500		
86	244,200	290,100	339,500	378,200	395,300	422,200		
87	244,900	290,300	340,000	378,600	395,900	422,900		
88	245,600	290,700	340,400	379,000	396,500	423,600		
89	246,100	290,900	340,700	379,400	397,200	424,100		
90	246,600	291,100	341,100	379,900	397,800	424,800		
91	246,900	291,500	341,600	380,300	398,400	425,500		
92	247,300	291,800	342,000	380,700	399,000	426,200		
93	247,600	292,100	342,200	381,000	399,700	426,700		
94		292,400	342,600		400,300			
95		292,700	343,100		400,900			
96		293,100	343,500		401,500			
97		293,400	343,700		402,200			
98		293,800	344,100		402,800			
99		294,100	344,500		403,400			
100		294,500	344,800		404,000			
101		294,700	345,100		404,700			
102		294,900	345,500					
103		295,200	345,900					
104		295,600	346,300					
105		295,800	346,800					
106		296,100	347,200					
107		296,500	347,600					
108		296,900	348,000					
109		297,100	348,500					
110		297,400	348,900					
111		297,800	349,200					
112		298,100	349,500					
113		298,300	350,000					
114		298,600						
115		299,000						
116		299,300						
117		299,500						
118		299,900						
119		300,300						
120		300,600						
121		300,800						

旧（改正前）

85	243,500	289,800	339,100	377,700	394,700	421,500		
86	244,200	290,100	339,500	378,200	395,300	422,200		
87	244,900	290,300	340,000	378,600	395,900	422,900		
88	245,600	290,700	340,400	379,000	396,500	423,600		
89	246,100	290,900	340,700	379,400	397,200	424,100		
90	246,600	291,100	341,100	379,900	397,800	424,800		
91	246,900	291,500	341,600	380,300	398,400	425,500		
92	247,300	291,800	342,000	380,700	399,000	426,200		
93	247,600	292,100	342,200	381,000	399,700	426,700		
94		292,400	342,600		400,300			
95		292,700	343,100		400,900			
96		293,100	343,500		401,500			
97		293,400	343,700		402,200			
98		293,800	344,100		402,800			
99		294,100	344,500		403,400			
100		294,500	344,800		404,000			
101		294,700	345,100		404,700			
102		294,900	345,500					
103		295,200	345,900					
104		295,600	346,300					
105		295,800	346,800					
106		296,100	347,200					
107		296,500	347,600					
108		296,900	348,000					
109		297,100	348,500					
110		297,400	348,900					
111		297,800	349,200					
112		298,100	349,500					
113		298,300	350,000					
114		298,600						
115		299,000						
116		299,300						
117		299,500						
118		299,900						
119		300,300						
120		300,600						
121		300,800						

新（改正後）

122		301,000						
123		301,300						
124		301,700						
125		301,900						
再任用	193,600	204,700	223,200	246,700	259,600	279,800	295,200	320,700

第 2 条関係

（期末手当）

第 16 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 16 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日（次条及び第 16 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 19 条第 5 項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 （略）

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額とする。

5～7 （略）

第 16 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) （略）

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員

(3)・(4) （略）

（勤勉手当）

第 17 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近

旧（改正前）

122		301,000						
123		301,300						
124		301,700						
125		301,900						
再任用	193,600	204,700	223,200	246,700	259,600	279,800	295,200	320,700

（期末手当）

第 16 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 16 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日（次条及び第 16 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し又は死亡した職員（第 19 条第 5 項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 （略）

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額とする。

5～7 （略）

第 16 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) （略）

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) （略）

（勤勉手当）

第 17 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近

新（改正後）

の勤務成績の評定の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（任命権者が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 92.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者等の給与)

第 19 条 (略)

2～4 (略)

5 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 16 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により任命権者が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りではない。

6・7 (略)

第 3 条関係

(住居手当)

第 7 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円 を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され使用料を支払っている職員その他規則により定める職員は除く。）

旧（改正前）

の勤務成績の評定の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し又は死亡した職員（任命権者が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 92.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者等の給与)

第 19 条 (略)

2～4 (略)

5 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 16 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し又は死亡したときは、同項の規定により任命権者が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りではない。

6・7 (略)

(住居手当)

第 7 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円 を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され使用料を支払っている職員その他規則により定める職員は除く。）

新（改正後）

(2) 第7条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額 27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が 17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) (略)

3・4 (略)

(勤勉手当)

第17条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

旧（改正前）

- (2) 第7条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎を除く。）を借り受け、月額 12,000 円 を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額 23,000 円 以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円 を控除した額
- イ 月額 23,000 円 を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円 を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が 16,000 円 を超えるときは、16,000 円）を11,000円に加算した額
- (2) (略)
- 3・4 (略)
- (勤勉手当)
- 第17条 (略)
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5 を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50 を乗じて得た額の総額
- 3～5 (略)

新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

第1条関係

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附 則

1～14（略）

（期末手当に関する特例措置）

15 平成31年6月及び令和元年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

第2条関係

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 222.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附 則

1～14（略）

（期末手当に関する特例措置）

15 平成31年6月及び同年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
新旧対照表

新（改正後）

第1条関係

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附 則

1～9（略）

（期末手当に関する特例措置）

10 平成31年6月及び令和元年12月の期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

第2条関係

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 222.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

附 則

1～9（略）

（期末手当に関する特例措置）

10 平成31年6月及び同年12月の期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）（第9条関係）

第4条中「一般職の職員に対する旅費支給」を「箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号。以下「旅費条例」という。）」に改め、同条の次に次の2章を加える。

第3章 会計年度任用職員の報酬等

第5条～第17条（略）

（期末手当）

第18条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3（略）

第19条・第20条（略）

第4章 雑則

第21条（略）

別表中

「

箱根町青少年指導員	同	8,000円
-----------	---	--------

を削り、同

」

表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

基準月額表

旧（改正前）

第4条中「一般職の職員に対する旅費支給」を「箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号。以下「旅費条例」という。）」に改め、同条の次に次の2章を加える。

第3章 会計年度任用職員の報酬等

第5条～第17条（略）

（期末手当）

第18条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3（略）

第19条・第20条（略）

第4章 雑則

第21条（略）

別表中

「

箱根町青少年指導員	同	8,000円
-----------	---	--------

を削り、同

」

表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

基準月額表

新（改正後）

号給	報酬月額
1	<u>146,100</u>
2	<u>147,200</u>
3	<u>148,400</u>
4	<u>149,500</u>
5	<u>150,600</u>
6	<u>151,700</u>
7	<u>152,800</u>
8	<u>153,900</u>
9	<u>154,900</u>
10	<u>156,300</u>
11	<u>157,600</u>
12	<u>158,900</u>
13	<u>160,100</u>
14	<u>161,600</u>
15	<u>163,100</u>
16	<u>164,700</u>
17	<u>165,900</u>
18	<u>167,400</u>
19	<u>168,900</u>
20	<u>170,400</u>
21	<u>171,700</u>
22	<u>174,400</u>
23	<u>177,000</u>
24	<u>179,600</u>
25	<u>182,200</u>
26	<u>183,900</u>
27	<u>185,500</u>
28	<u>187,200</u>
29	<u>188,700</u>
30	<u>190,400</u>
31	<u>192,200</u>
32	<u>193,900</u>
33	<u>195,500</u>
34	<u>196,900</u>
35	<u>198,400</u>
36	<u>199,900</u>
37	<u>201,200</u>
38	<u>202,500</u>
39	<u>203,700</u>

旧（改正前）

号給	報酬月額
1	<u>144,100</u>
2	<u>145,200</u>
3	<u>145,400</u>
4	<u>147,500</u>
5	<u>148,600</u>
6	<u>149,700</u>
7	<u>150,800</u>
8	<u>151,900</u>
9	<u>153,000</u>
10	<u>154,400</u>
11	<u>155,700</u>
12	<u>157,000</u>
13	<u>158,300</u>
14	<u>159,800</u>
15	<u>161,300</u>
16	<u>162,900</u>
17	<u>164,200</u>
18	<u>165,700</u>
19	<u>167,200</u>
20	<u>168,700</u>
21	<u>170,100</u>
22	<u>172,800</u>
23	<u>175,400</u>
24	<u>178,000</u>
25	<u>180,700</u>
26	<u>182,400</u>
27	<u>184,000</u>
28	<u>185,700</u>
29	<u>187,200</u>
30	<u>188,900</u>
31	<u>190,700</u>
32	<u>192,400</u>
33	<u>194,000</u>
34	<u>195,400</u>
35	<u>196,900</u>
36	<u>198,400</u>
37	<u>199,700</u>
38	<u>201,000</u>
39	<u>202,200</u>

新（改正後）

40	<u>205,000</u>
41	<u>206,300</u>
42	<u>207,600</u>
43	<u>208,900</u>
44	<u>210,200</u>
45	<u>211,300</u>
46	<u>212,600</u>
47	<u>213,900</u>
48	<u>215,200</u>
49	<u>216,300</u>
50	<u>217,400</u>
51	<u>218,400</u>
52	<u>219,500</u>
53	<u>220,600</u>
54	<u>221,600</u>
55	<u>222,500</u>
56	<u>223,500</u>
57	<u>223,800</u>
58	<u>224,600</u>
59	<u>225,400</u>
60	<u>226,100</u>
61	<u>226,800</u>
62	<u>227,800</u>
63	<u>228,600</u>
64	<u>229,400</u>
65	<u>230,100</u>
66	<u>230,800</u>
67	<u>231,700</u>
68	<u>232,700</u>
69	<u>233,400</u>
70	<u>234,000</u>
71	<u>234,500</u>
72	<u>235,200</u>
73	<u>236,000</u>
74	<u>236,600</u>
75	<u>237,200</u>
76	<u>237,700</u>
77	<u>238,400</u>
78	<u>239,100</u>
79	<u>239,800</u>

旧（改正前）

40	<u>203,500</u>
41	<u>204,800</u>
42	<u>206,100</u>
43	<u>207,400</u>
44	<u>208,700</u>
45	<u>209,800</u>
46	<u>211,100</u>
47	<u>212,400</u>
48	<u>213,700</u>
49	<u>214,800</u>
50	<u>215,900</u>
51	<u>216,900</u>
52	<u>218,000</u>
53	<u>219,100</u>
54	<u>220,100</u>
55	<u>221,000</u>
56	<u>222,000</u>
57	<u>222,400</u>
58	<u>223,300</u>
59	<u>224,100</u>
60	<u>224,900</u>
61	<u>225,600</u>
62	<u>226,600</u>
63	<u>227,400</u>
64	<u>228,300</u>
65	<u>229,000</u>
66	<u>229,800</u>
67	<u>230,700</u>
68	<u>231,700</u>
69	<u>232,400</u>
70	<u>233,100</u>
71	<u>233,700</u>
72	<u>234,500</u>
73	<u>235,300</u>
74	<u>236,000</u>
75	<u>236,700</u>
76	<u>237,300</u>
77	<u>238,000</u>
78	<u>238,800</u>
79	<u>239,600</u>

新（改正後）

80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

旧（改正前）

80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

新旧対照表

箱根町職員の旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（旅行命令）

第4条（略）

2・3（略）

- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は、これを変更するには、旅行命令簿（当該旅行命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下本条において同じ。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口答により旅行命令を発しまたこれを変更することができる。この場合においては、できるだけすみやかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 5 旅行命令簿の記載事項又は記録事項及び様式は、町長が規則で定める。

旧（改正前）

（旅行命令）

第4条（略）

2・3（略）

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は、これを変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載してこれを行わなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載するいとまがない場合には、口答により旅行命令を発しまたこれを変更することができる。この場合においては、できるだけすみやかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。

5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、町長が規則で定める。

新旧対照表

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（職員）

第10条（略）

2（略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10)（略）

4・5（略）

附 則

（施行期日）

1（略）

（職員に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

旧（改正前）

（職員）

第 10 条（略）

2（略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10)（略）

4・5（略）

附 則

（施行期日）

1（略）

（職員に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

新旧対照表

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正新旧対照表

新（改正後）	
（食事の提供の特例）	
第 16 条	（略）
2	搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
(1) ・ (2)	（略）
(3)	保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、 <u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの</u> （家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）
（職員）	
第 23 条	（略）
2	家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
(1)	（略）
(2)	法第 18 条の 5 各号及び <u>法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号</u> のいずれにも該当しない者
3	（略）

旧（改正前）

（食事の提供の特例）

第 16 条（略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ・ (2)（略）

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 3 項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（職員）

第 23 条（略）

2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)（略）

(2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者

3（略）

新旧対照表

箱根町水道事業給水条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(手数料)</p> <p>第 34 条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) ～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> 給水装置工事事業者の更新をするとき 5,000 円</p> <p><u>(8)</u> 給水装置工事事業者証を再交付するとき 2,500 円</p> <p><u>(9)</u> 各種証明をするとき 300 円</p> <p><u>(10)</u> 給水装置工事道路占用書類を作成するとき 3,000 円</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 42 条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)<u>第 6 条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 (略)</p>

旧（改正前）

（手数料）

第 34 条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) ～(6) （略）

(7) 給水装置工事事業者証を再交付するとき 2,500 円

(8) 各種証明をするとき 300 円

(9) 給水装置工事道路占用書類を作成するとき 3,000 円

（給水装置の基準違反に対する措置）

第 42 条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 4 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 （略）

新旧対照表

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（事業者の減量化及び資源化）

第8条（略）

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、資源化の容易な製品等の開発を行うとともに、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（一般廃棄物の処理手数料等）

第25条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する一般廃棄物の処理手数料は、別表のとおりとする。

2（略）

別表（第25条関係）

し尿	(1) 定額料金			
	世帯区分	1箇月くみ取り回数	世帯割額	人員割額
	1人～3人	1回	月額 200円	1人につき 月額 200円
	4人～7人	1回	月額 200円	
		2回	月額 400円	
	8人～10人	1回	月額 200円	
		2回	月額 400円	
		3回	月額 600円	
	(2) 超過料金 定額料金を適用する世帯で1箇月くみ取り回数を超えてくみ取りを申し込んだとき。		1回につき 600円	
	(3) 従量料金 普通世帯以外の世帯又は定額料金によること		36リットルにつき 250円	

旧（改正前）

（事業者の減量化及び資源化）

第8条（略）

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、資源化の容易な製品等の開発を行うとともに、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成30年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（一般廃棄物の処理手数料等）

第25条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定により徴収する一般廃棄物の処理手数料は、別表のとおりとする。

2（略）

別表（第25条関係）

し尿	(1) 定額料金			
	世帯区分	1箇月くみ取り回数	世帯割額	人員割額
	1人～3人	1回	月額 200円	1人につき 月額 200円
	4人～7人	1回	月額 200円	
2回		月額 400円		
8人～10人	1回	月額 200円	月額 600円	
	2回	月額 400円		
	3回	月額 600円		
	(2) 超過料金 定額料金を適用する世帯で1箇月くみ取り回数を超えてくみ取りを申し込んだとき。		1回につき 600円	
	(3) 従量料金 普通世帯以外の世帯又は定額料金によること		36リットルにつき 250円	

新（改正後）

		が不相当と認められるもの (4) 臨時従量料金 定額料金以外のもののうち、仮設による臨時のくみ取りを申し込んだとき。	36リットルにつき 500円
上記以外の一 般廃棄物	一般家庭から排出されるもの	(1) 持込料金 法第8条第1項に定める町のし尿処理施設を除く一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）に持ち込まれたものを処分するとき。	1キログラムにつき 18円 <u>（破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1キログラムにつき 23円）</u>
		(2) 粗大料金 ア 一般家庭から排出される粗大ごみを戸別に町が収集、運搬するとき。	1個、1束又は1セットにつき 500円
		イ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に定める特定家庭用機器（同法第9条の規定によるものを除く。）で、町が環境センターから同法第17条に	1個、1セットにつき 1,500円

旧（改正前）

		が不相当と認められるもの (4) 臨時従量料金 定額料金以外のもののうち、仮設による臨時のくみ取りを申し込んだとき。	36リットルにつき 500円
上記以外 の一般廃 棄物	一般家庭 から排出 されるもの	(1) 持込料金 法第8条第1項に定める町のし尿処理施設を除く一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）に持ち込まれたものを処分するとき。 (2) 粗大料金 ア 一般家庭から排出される粗大ごみを戸別に町が収集、運搬するとき。 イ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に定める特定家庭用機器（同法第9条の規定によるものを除く。）で、町が環境センターから同法第17条に	1キログラムにつき 18円 1個、1束又は1セットにつき 500円 1個、1セットにつき 1,500円

新（改正後）

		定める指定引取場所に運搬するとき。 ただし、同法第19条の料金の支払いの されたものに限る。	
事業活動に伴って排出されるもの	(1) 持込料金 一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。 (2) 指定袋料金 町長が指定する袋に収納して一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。 (3) 特定料金 町が収集、運搬し、一般廃棄物処理施設で処分するとき。（条例第15条第2項第1号に規定する場合を除く）	1キログラムにつき 18円 <u>（破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1キログラムにつき 23円）</u> 45リットル袋1枚につき 162円 70リットル袋1枚につき 252円 90リットル袋1枚につき 324円 1キログラムにつき 33円	

備考

- 1 一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を切り上げて10キログラムとして計算する。
- 2 破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物は、別に定める。

旧（改正前）

		定める指定引取場所に運搬するとき。 ただし、同法第19条の料金の支払いの されたものに限る。	
事業活動に伴って排出されるもの	(1) 持込料金 一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。 (2) 指定袋料金 町長が指定する袋に収納して一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。 (3) 特定料金 町が収集、運搬し、一般廃棄物処理施設で処分するとき。（条例第15条第2項第1号に規定する場合を除く）	1キログラムにつき 18円 45リットル袋1枚につき 162円 70リットル袋1枚につき 252円 90リットル袋1枚につき 324円 1キログラムにつき 33円	

備考

一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満のとき又はその数量に10キログラム未満の端数があるときは、その数量を切り上げて10キログラムとして計算する。

条文解釈

箱根湿生花園条例の条文解釈

条 項	条 文
第1条	<p>(趣旨)</p> <p>この条例は、箱根湿生花園（以下「湿生花園」という。）の設置、管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p>
第2条	<p>(設置)</p> <p>仙石原湿原の豊かな自然を紹介することで、その理解を深め、国立公園の利用増進及び植物に関する知識の普及を図るとともに、自然に親しむ場を提供するため、湿生花園を箱根町仙石原 817 番地に設置する。</p>
第3条	<p>(事業)</p> <p>湿生花園では、おおむね次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 仙石原湿原を中心として、国内の湿原植物等の設置公開及び解説 (2) 湿原植物に関する資料の収集、保管及び展示 (3) 特産品等の展示及び販売 (4) その他必要な事業
第4条	<p>(職員)</p> <p>町長は、湿生花園に園長、学芸員その他の必要な職員を置く。ただし、第10条の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に湿生花園の管理を行わせる場合は、この限りではない。</p>
第5条	<p>(利用の承認)</p> <p>湿生花園の施設を利用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、前項の承認を与えないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するおそれがあると認められるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。 (4) 湿生花園の施設、設備、展示物その他の物品（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。 (5) その他湿生花園の管理上支障があると認められるとき。

説 明

本条は、この条例の趣旨について規定したものです。

本条は、箱根湿生花園の設置について規定したものです。

本条は、箱根湿生花園の事業について規定したものです。

本条は、箱根湿生花園における職員の配置について規定したものです。

本条は、箱根湿生花園の施設利用の承認について規定したものです。

条 項	条 文
第 6 条	<p>(入園料等)</p> <p>湿生花園に入園しようとする者は入園料を、前条第 1 項の規定により施設の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は施設利用料を、それぞれ納付しなければならない。</p> <p>2 入園料の額は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>3 施設利用料の額は、別表第 2 のとおりとする。</p>
第 7 条	<p>(入園料等の減免)</p> <p>町長は、前条の規定にかかわらず、中学生、小学生若しくは園児が町内の学校、幼児学園若しくは保育園の活動として入園したとき又は公益その他特に必要があると認めるときは、入園料又は施設利用料を減免することができる。</p>
第 8 条	<p>(入園料等の不還付)</p> <p>すでに納付された入園料及び施設利用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事情により還付することを適当と認めたときは、この限りでない。</p>
第 9 条	<p>(利用承認の取消し等)</p> <p>町長は、施設の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条第 1 項の承認を取り消し、又は施設の利用を停止させることができる。</p> <p>(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p>
第 10 条	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>町長は、湿生花園の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者に湿生花園の管理の全部又は一部を行わせることができる。</p>
第 11 条	<p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>前条の規定により、指定管理者に湿生花園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 入園料及び施設利用料の徴収に関する業務</p> <p>(2) 施設等の利用の承認に関する業務</p> <p>(3) 入園者の安全確保に関する業務</p> <p>(4) 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>(5) その他町長が必要と認める業務</p> <p>2 前項の場合における第 5 条及び第 9 条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>

説 明

本条は、箱根湿生花園における入園料等について規定したものです。

本条は、箱根湿生花園における入園料等の減免について規定したものです。

本条は、箱根湿生花園における入園料等の不還付について規定したものです。

本条は、利用承認の取消し等について規定したものです。

本条は、指定管理者による管理について規定したものです。

本条は、指定管理者が行う業務の範囲について規定したものです。

条 項	条 文
第 12 条	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>町長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に湿生花園の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、湿生花園の管理を行わせるに最適な法人等を指定管理者の候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。</p> <p>(1) 施設等の平等な使用を確保できるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書等の内容が、湿生花園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 湿生花園の管理を安定して行う能力を有していること。</p> <p>(4) その他町長が別に定める事項</p> <p>4 町長は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
第 13 条	<p>(指定管理者の取消し等)</p> <p>町長は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p>
第 14 条	<p>(利用料金)</p> <p>第 10 条の規定により指定管理者に湿生花園の管理を行わせる場合の料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、湿生花園に入園しようとする者及び利用者は、第 6 条に規定する入園料等に代えて、指定管理者に利用料金を支払わなくてはならない。</p> <p>3 前項に規定する利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。</p> <p>4 指定管理者は、町長が別に定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。</p>
第 15 条	<p>(損害賠償義務)</p> <p>指定管理者並びに入園者及び利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

説 明

本条は、指定管理者の指定について規定したものです。

本条は、指定管理者の取消し等について規定したものです。

本条は、利用料金について規定したものです。

本条は、箱根湿生花園における損害賠償義務について規定したものです。

条 項	条 文																		
第 16 条	<p>(原状回復義務)</p> <p>指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。</p>																		
第 17 条	<p>(個人情報の取扱い等)</p> <p>指定管理者又はその管理する湿生花園の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、箱根町個人情報保護条例（平成 14 年箱根町条例第 26 号）の趣旨に則り、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、湿生花園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>																		
第 18 条	<p>(情報公開)</p> <p>指定管理者は、管理業務に係る情報の公開請求があったときは、箱根町情報公開条例（平成 15 年箱根町条例第 14 号）の趣旨に則り、当該管理業務に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。</p>																		
第 19 条	<p>(委任)</p> <p>この条例に定めるもののほか、湿生花園の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>																		
別表第 1(第 6 条、第 14 条関係)	<table border="1" data-bbox="526 1281 1401 1617"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>入園料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>大人（12 歳以上）</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td>小人（6 歳以上 12 歳未満）</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体 （20 人以上）</td> <td>大人</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>350 円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>園児</td> <td>200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 高校生、中学生、小学生又は園児が在学し、又は在園する施設の活動として入園するときの引率者の入園料は、無料とする。</p>	区分		入園料	個人	大人（12 歳以上）	700 円	小人（6 歳以上 12 歳未満）	400 円	団体 （20 人以上）	大人	500 円	高校生	350 円	小・中学生	300 円		園児	200 円
区分		入園料																	
個人	大人（12 歳以上）	700 円																	
	小人（6 歳以上 12 歳未満）	400 円																	
団体 （20 人以上）	大人	500 円																	
	高校生	350 円																	
	小・中学生	300 円																	
	園児	200 円																	
別表第 2(第 6 条、第 14 条関係)	<table border="1" data-bbox="526 1868 1401 1998"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レクチャー室</td> <td>1 時間につき 200 円</td> </tr> <tr> <td>学習室</td> <td>1 時間につき 150 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設利用料	レクチャー室	1 時間につき 200 円	学習室	1 時間につき 150 円												
区分	施設利用料																		
レクチャー室	1 時間につき 200 円																		
学習室	1 時間につき 150 円																		

説 明

本条は、指定管理者の指定が終了した際の原状回復義務について規定したものです。

本条は、指定管理者又は従事者の個人情報の取扱いについて規定したものです。

本条は、指定管理者の情報公開について規定したものです。指定管理者に箱根町情報公開条例を遵守させるものです。

本条は、この条例に規定されている事項のほかに箱根湿生花園の管理及び運営に関し必要な事項がある場合は、規則により定めることを規定したものです。

別表第1は、入園料を規定したものです。

別表第2は、施設利用料を規定したものです。